

浄化槽管理者（設置者） 各位

一般社団法人 埼玉県浄化槽協会
住所：埼玉県深谷市田谷 1 1
電話：048-501-5707

浄化槽法定検査手数料改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、身近な河川等の水質保全のため、浄化槽の適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、浄化槽法定検査の手数料につきましては、平成7年度の改定以降、30年以上据え置いてまいりました。

しかしながら、近年の物価上昇や事業運営に係る各種経費の増加により、現行手数料のまま事業を継続していくことが困難な状況となっております。

このような状況を踏まえ、埼玉県の承認を受け、誠に心苦しい限りではございますが、下記のとおり手数料を改定させていただくこととなりました。

当協会といたしましても、今後も業務の効率化や経費の節減に努めてまいりますので、ご負担をおかけすることとなり大変恐縮ではございますが、事情を御理解のうえ、何卒御了承賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 改定内容

【改定前】

人槽区分	検査手数料（円）	
	法 第7条	法 第11条
10人槽以下	13,000	5,000
11～20人槽	14,000	7,000
21～50人槽	16,000	10,000
51～300人槽	21,000	13,000
301～500人槽	23,000	15,000
501人槽以上	40,000	32,000

【改定後】

検査手数料（円）	
法 第7条	法 第11条
14,000	6,000
15,000	8,000
17,000	11,000
22,000	14,000
24,000	16,000
40,000	32,000

※法第7条検査：浄化槽を新たに設置した後、最初に実施する検査。

法第11条検査：浄化槽の維持管理状況を確認するため、毎年1回実施する検査。

検査手数料は、非課税です。

2 改定時期

改定は令和8年7月1日から実施されますが、継続して検査を受検されている方につきましては、令和9年4月1日から新料金が適用されます。

令和8年6月30日までに検査をお申し込みいただいた場合は、旧料金が適用されます。

[※検査手数料改定のQ&A](#)